議案第38号

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援連携協力者等との連携に関する規定のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「 (次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「 第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第5項 から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第4項第1号中「同法」の次に「附則」 を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め る。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に規定する事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分 担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため の措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割 の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする ための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に規定する事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第39号

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月4日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育内容支援連携協力者等との連携に関する規定のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に規定する事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担 及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため の措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保 が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満た すと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の 分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする ための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業 A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項におい て「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に規定す る事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第40号

行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する ものとする。

令和7年3月4日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防作業従事者等に対する損害補償の補償基礎額のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

行田市消防団員等公務災害補償条例(昭和42年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

 \lceil

	円	円	円
団長及び副団長	12, 500	13, 350	14, 200
分団長及び副分団長	10,800	11, 650	12, 500
部長、班長及び団員	9, 100	9, 950	10,800

[

	円	円	円
団長及び副団長	12, 900	13,700	14, 500
分団長及び副分団長	11, 300	12, 100	12, 900
部長、班長及び団員	9,700	10, 500	11, 300

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の行田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び 第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた 行田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この 項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日 以後の期間に係る同条例第4条第3号の傷病補償年金、同条第4号アの障害補償 年金及び同条第6号アの遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」 という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補 償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷 病補償年金等については、なお従前の例による。